(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市の市街化区域内にある農地等の適正な保全を図ることにより、農業 と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下 「法」という。)に基づく、生産緑地地区の指定等について、必要な事項を定める。

(指定の要件)

- 第2条 生産緑地地区に指定ができる農地等は、法第3条に規定する条件に該当する農地等で、 次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
  - (1) 土地所有者等が住所を有する市町村の農業委員会において管理する農地台帳に記載されている農地等であって、現に農業の用に供され、農地等として適正に管理されている農地であること。
  - (2) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路に2メートル以上接していること。
  - (3)一筆で100平方メートル以上の農地等であること。
  - (4) 一団のものの区域で生産緑地若しくは指定予定の農地等と合わせて300平方メートル以上の規模になること。
  - (5) 法第3条第4項に規定する農地等利害関係人の同意が書面により得られていること。
  - (6) 農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる、次の要件すべてに適合しているものであること。
  - ア 農業用水路、農業用排水路、日照、通風などの営農環境が確保されていること。
  - イ 主たる従事者の年齢が 45 歳以上の場合は、45 歳未満の後継者がいることを農業委員会が管理する農地台帳で確認できること。
  - ウ 農地台帳上の主たる従事者が市街化調整区域に所有する農地等においても、耕作放棄地 又は荒地その他の農地等として適正に管理されていない土地がないこと。

(指定しない農地等)

- 第3条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する農地等は、生産緑地地区として 指定は行わないものとする。
  - (1) 法第14条の規定により行為の制限が解除されたもの
  - (2) 一筆のうち一部区域を指定する部分

(一団のものの区域)

- 第4条 第2条第4号に掲げる一団のものの区域は、稠密な市街地(市街化区域)において、次の各号のいずれかにより区画された最小単位の街区内で構成する農地等とする。
  - (1) 両側歩道を有する公道
  - (2) 幅員 12 メートル以上の水路(農業用水路等を除く)
  - (3) 河川
  - (4) 鉄道若しくは軌道の線路
  - (5) 恒久的な施設
  - (6) 上記の各号に該当する都市計画施設等の整備計画があるもの

(指定の申出)

第5条 生産緑地地区の指定の申出をしようとする土地所有者(以下、「申出人」という。)は、

生産緑地地区指定申出兼同意確認書(様式第1号)及び次に掲げる図書を添付し、1月4日から3月末日までの期間で開庁日に提出するものとする。

- (1) 指定を希望する農地等の位置図(縮尺2,500分の1程度)
- (2)土地の全部事項証明書の写し(提出日の3ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 指定を希望する農地等の農地等利害関係人全員の印鑑登録証明書(提出日の6ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (4) 公図の写し(提出日の3ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (5)農業委員会が管理する農地台帳の写し(提出日の3ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (6) 当該地内における田、畑、農業用倉庫、作業場等の配置計画を図示した耕作計画図
- (7) 指定を希望する農地等の現況写真(提出日の3ヶ月以内に撮影されたものに限る。)
- 2 市長は、前項の申出があった場合は、第2条に定める要件を審査し、津島市生産緑地利用審査会に諮り、都市計画に定めるか否かについて、生産緑地地区指定要件確認通知書(様式第2号)により、申出人に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査を行う際に、必要とする書類があれば、申出人へ提出を求めることができる。

(都市計画決定の通知)

第6条 市長は、前条第2項で都市計画を定める旨を通知した場合、都市計画決定後に申出人へ 生産緑地地区決定通知書(様式第3号)を通知しなければならない。

(土地所有者等の変更)

第7条 生産緑地地区に決定後、所有権者、賃借権者、登記地積、地番に変更が生じた場合には、 速やかに生産緑地に関する変更届出書(様式第4号)及び変更内容がわかる図書を添付し、提 出するものとする。

(生産緑地の買取りの申出)

- 第8条 法第10条に基づき買い取るべき旨を申し出る生産緑地所有者は、法施行規則第6条別 記様式第2及び次に掲げる図書を添付し、提出するものとする。
  - (1)土地の全部事項証明書の写し(提出日の3ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 所有権者の印鑑登録証明書(提出日の6ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (3)公図の写し(提出日の3ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (4) 主たる従事者証明
- (5) 当該地の現況写真(提出日の3ヶ月以内に撮影されたものに限る。)
- 2 主たる従事者が農林漁業に従事することが不可にさせる故障に至り申し出る場合は、法施行規則第5条に掲げる故障を確認できる書類として医師の診断書等を提出するものとする。
- 3 当該生産緑地が他人の権利の目的となっている場合は、法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として生産緑地の買取りに係る所有権以外の権利の消滅確約書(様式第5号)を添付しなければならない。
- 4 法第10条第2項に基づき申し出る場合、主たる従事者が故障に至った日の翌年12月末日までに前3項に基づく書類を提出するものとする。なお、主たる従事者が死亡に至る場合は、相続人が確定した日の翌年12月末日までとする。

(買取りの諾否)

第9条 市長は法第10条に基づく買取りの申出があった場合には、申出に対する諾否を津島市 生産緑地利用審査会に諮るものとする。 (津島市生産緑地利用審査会の設置)

- 第 10 条 法の適正な運用を行うことを目的に津島市生産緑地利用審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会は次の事項についての審査を行うものとする。
- (1) 生産緑地地区の指定の申出にかかる許諾に関すること。
- (2) 生産緑地の買取り申出にかかる買取り相手の決定及び諾否に関すること。
- (3) 生産緑地の買取価格についての協議が整わない場合における、価格に係る収用委員会への 裁決申請に関すること。
- (4) その他、法の適正な運用を遂行するために必要なこと。
- 3 審査会の会長は建設産業部長、委員は次に掲げる職にあるものをもって組織するものとする。
- (1) 企画政策課長
- (2) 財政課長
- (3) 税務課長
- (4) 都市整備課長
- (5) 農業委員会事務局長
- (6) 都市計画課長
- 4 審査会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理するものとする。

(審査会の開催)

- 第 11 条 審査会は会長が招集するものとする。なお、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 2 委員が出席できないときは、あらかじめ委員が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会長は、第1項の規定にかかわらず、審査の内容が軽易であるときは、会議以外の方法で審 査に付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年12月4日から施行する。